

令和3年度 第3回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月27日（火） 11時00分～11時45分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 中村 玲子 藤本 真理 前田 茂樹 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 太田 美子 高津 健一 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の見込の伝達について
- (2) その他（意見書について）

5 開 会

（賃金係）

定刻となりましたので、只今から令和3年度第3回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

では、まず、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてですが、15名の委員の内、三好委員、伊藤委員から欠席のご連絡をいただいております。

従いまして、13名の出席により、定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、5名の傍聴を認めておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長から、ご挨拶を申し上げます。

（局 長）

皆様、おはようございます。

（ 皆 ）

おはようございます。

（局 長）

三重労働局長の西田でございます。

本日は、大変お暑い中、委員の皆様にはご多忙中にも関わらず、令和3年度第3回三重地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、最低賃金審議会の円滑な運営に多大なご協力を賜っておりますことに対しまして、改めまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、三重県最低賃金の改正につきましては、先般、7月13日の第2回審議会に諮問させていただいたところでございます。

新型コロナの影響は長期化し、第5波の兆しがある中であって、これからご審議をいただく委員の先生方にとって大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

本日は、7月16日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛て答申がありました「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達をさせていただくこととしております。

後ほど、賃金室長より詳細について説明いたしますが、その概要を申し上げますと、「改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」とした上で、公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告におきまして、とりまとめられたものを引用いたしますと、「令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額『Bランク、三重、28円』とする。公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。」

という結果で取りまとめられました。

本審議会におかれましては、こうした経緯を考慮をいただいた上で、この中賃の公益委員見解を十分に参酌していただいて、どうか真摯なご審議をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(賃金係)

ありがとうございました。

では、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、安井会長、よろしくお願い申し上げます。

6 議 事

(会 長)

本日もお暑い中、また、ご多用の中、委員の皆様には、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

梅雨も明けましていよいよ真夏の真ただ中でございますけれども、いよいよオリンピックも始まりました。開催前から色々トラブルもありましたし、開催に関しましても賛否両論色々な意見がございました。始まってみると日本勢の活躍を今見ているところで、このオリンピック効果というのが、日本経済にとって一つの起爆剤になれば良いのかなと思っているところでございます。

先ほど局長のご挨拶にもありましたが、皆様も報道等でご案内のことと思っておりますけれども、中央の最低賃金審議会から目安として28円という数字が出されたところでございます。

また、それを今日伝達いただくわけですが、いずれにしろ、これも報道で賛否両論色々な意見が流れておりました。その辺の意見も考えながら、三重県の審議会といたしましては、これからいよいよ本格的な審議に入って行きたいと思っておりますので、引き続きご理解ご協力の程をよろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度第3回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

早速議事に入りたいと思っておりますが、その前に本審議会の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 高津委員、

使側は 宮路委員

にお願いいたします。よろしく申し上げます。

(1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について

(会 長)

では、議題に従いまして、「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達」について、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい、それでは、私から説明させていただきます。

6月22日の諮問に対して、7月16日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛てに「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安」について、答申がありました。その概要を、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

少し長くなりますが、読み上げさせていただきます。

(室長、答申について読み上げ)

引き続きまして、次の「別紙1」をご覧ください。

別紙1は、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解で、1番目に、最低賃金引上げの目安額が示されてございます。

この表を見ていただきますと、Bランクの三重県は目安額28円となっています。次に、公益委員見解の2の(1)を読み上げさせていただきたいと思っております。

(室長、公益委員見解の2の(1)について読み上げ)

以上が、答申の内容となっております。

次に、別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」を見ていただきたいと思っております。

項目としまして、5項目上がっているところでございます。

「1はじめに」では、十分審議を尽くしたこと。「2」には労働者側見解が、「3」には使用者側見解が、「4」には、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかったことが、「5」には公益委員見解及びその取扱いがそれぞれ示されているところでございます。

これをすべて読み上げていますと時間が長くなりますので、恐れ入りますが、お手元の資料でご確認いただければと思っております。最終的には、目安小委員会でまとまったとおりとなります。

以上が目安の伝達概要となります。よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料について、ご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

資料2は、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象として、今年6月分(見込み額)について調査した「令和3年賃金改定状況調査結果」です。

(調査規模)

調査事業所数は全ランク計で、15,641事業所Bランクとしては、3,306事業所
集計事業所数は全ランク計で、4,991事業所Bランクとしては、1,070事業所でした。集計労働者は34,655人でした。

三重県が該当するBランクのところを見てください。

また、賃金改定状況調査結果につきましては、第1表の方では「賃金改定実施状況別事業所割合」ということで、Bランクの産業計を見ますと「賃金改定を実施しない事業所」が、昨年度は41.0%でございましたが、48.3%に増加してございます。

「1～6月に賃金引上げを実施した事業所」は36.5%。「1～6月に賃金引下げを実施した事業所」は1.1%。「7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」は14.1%でございました。

次に、第2表が「事業所の平均賃金改定率」ということで、Bランクを見ますと産業計で2.5%となっております。昨年度も2.5%でございました。

次のページの第3表が「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」でございます。

次のページの第4表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」についてでございます。

Bランクの「産業計」においては、令和2年が0.7%、今年が0.1%と縮小しております。

①表の方の男女別においては、男がマイナス0.3%となっています。

次に、②表の方の一般とパート別においては、一般がマイナス0.1%となっております。

また、Bランクの調査産業のなかで、

「卸売業、小売業」においては、①表の男、②表の一般

「学術研究、専門・技術サービス業」においては、①表も②表もすべて

「生活関連サービス業、娯楽業」においては、①表の男、②表の一般

「医療、福祉」においては、①表の男、②表のパート

「サービス業(他に分類されないもの)」においては、①表の男、②表の一般の賃金上昇率がマイナスとなっているところでございます。

次に、資料4をご覧ください。

資料4は、生活保護と最低賃金に関する資料となっております。

三重県のところを太枠で囲っていますので、ご確認下さい。

2ページのもの、令和2年度最低賃金改定額反映版で、上の◇(ひしがた)の折れ線グラフが最低賃金を、下の△の折れ線グラフが生活保護を表しており、各県とも最低賃金が生活保護の金額を上回っているということでございます。

3ページの三重県の行のラインマークしてありますところの「最新の乖離額^{かいり}」を見ていただきますと、215円ということで、これは最低賃金のほうが生活保護水準より時間額215円上回っているということでございます。

次に、資料5をご覧ください。

これは、地域別最低賃金額、未満率及び影響率に関する資料となっております。

同じく、Bランク若しくは三重県のところを太枠で囲っています。

昨年度までの数字となっております。

令和2年度は未満率で1.5%、影響率で3.4%がBランクの平均です。

めくっていただいて、2ページですが、下の方の注意書きにありますように「令和2年最低賃金に関する基礎調査」の事業場規模30人未満(製造業等は100人未満)を対象としたもので、昨年度(令和2年度)の三重の場合、未満率で1.5%、影響率で4.1%でございました。

令和元年度は、未満率で2.4%、影響率で18.2%でした。

3ページは7月に実施した賃金構造基本統計調査によるもので、規模5人以上の民営事業所を対象としたもので、これも令和2年度のものですが未満率は2.5%、影響率が2.9%となっています。

令和元年度は、未満率で2.5%、影響率で6.6%でございました。

次の資料6をご覧ください。

資料6は賃金分布に関する資料といたしまして、令和元年及び令和2年の賃金構造基本統計調査の結果に基づき、グラフで示したものでございます。

次の資料7には、三重県最低賃金の推移を参考として付けさせていただきました。昭和47年からの分でございます。

次の資料8には、連合三重様よりいただきました「2021春季生活闘争賃金改定・回答（最終集計）等」を付けさせていただきました。

また、資料3として、中央最低賃金審議会の目安に関する第2回小委員会の資料となっていました「委員からの追加要望資料」も付けさせていただきましたところでございます。

以上で資料等の説明ということにさせていただきます。

これからのご審議の参考としていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

只今、資料等の説明をいただきました。最初にありましたように令和3年度地域別最低賃金改定の目安につきましては、全国一律28円という目安額が示されているところでございます。

本審議会におきましては、この目安を参考にしつつ、先ほどの資料等も参考にしつつ慎重な審議を行って参りたいと思います。只今の説明について、ご質問等はいかがでしょうか。

特に無いようでございますので、令和3年度の三重県最低賃金については、詳しくは専門部会で議論していただくわけですが、この場におきまして、労使それぞれの方々からご意見ご発言がございましたら受け賜りますがいかがでしょうか。

労側委員いかがでしょうか。

(太田委員)

労側といたしまして、今の社会の現状を見た時に、やはりコロナ禍が長引いておりまして、最低賃金の近傍で働く労働者は、雇い止めであったり勤務日数時間等の減少によって、生活の困窮度は非常に増していると考えておるところでございます。

また、そういうふうな中でありながら、社会機能を支え続けているエッセンシャルワーカーの方につきましては、処遇が高くない労働者の方も少なくありません。コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いていただきたいということでセーフティネットである最賃の引上げは、不可欠であると考えております。

一方でコロナ禍が始まっており、一年余り経過したところで、今まで資料でも説明がありましたけれども、先行きを見通す環境は、確実に変化をしていると考えております。ワクチンの接種であったり、産業にはばらつきがありますけれども、日

本の経済は回復傾向にあつて、昨年度とは違うなと考えておるところでございます。

労働側として以前から発言をしているとおり、誰でもが何処で働いても 1,000 円を目指しておりまして、たとえ 1,000 円であっても、年間 2,000 時間とした時に年収 200 万円にすぎません。この程度ですとまだまだ生活できるレベルでないと考えておりますので、早期に 1,000 円を目指したいと考えております。

本日の資料 8 になりますが、毎年連合では、例年春季生活闘争における賃上げ改定の調査を行っておりまして、添付をさせていただいているところでございます。昨年は公労使で議論をしていただく中で公益側の判断ということで 0.1%、1 円となったわけですけれども、去年、私共の結果といたしましては、全体で 1.96%。今年 1.70% となっておりますので、連合三重の傘下の組織中で集めた数字でございまして、集团的労使関係にない未組織で働いている方に波及させていかなければ、格差が更に広がっていくと考えておるところでございます。

また、日本の場合、今後の課題でありますけれども、人口が減少をしている傾向でございまして、併せて労働力の人口減少に繋がるということになってまいります。

もうひとつ連合で資料をつけさせていただいております。改定調査の次の表にはなりますが、平成 27 年の国勢調査でございまして、少し古いのですが、この後五年ということで、そろそろでてくるころで、まだ間に合っておりませんけれども、通勤者の流れが表されているところでございます。愛知、近隣の大都市、特に愛知については地域間格差を無くしていかないと、人材が流出すると考えております。それと日本の最低賃金の水準でございまして、先進国の中ではありながら遅れをとっているところでございます。そういうことから必ずやナショナルミニマムに相応しい水準に上げていきたいと考えておるところでございます。

色々な角度から発言をさせていただきましたけれども、中央最低賃金審議会の目安で結果を重く受け取りまして、労使の中で調整の認識を合わせた上で審議を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(会長)

それでは、使用者側の方から。

(別所委員)

前回の審議会の中でも発言をさせていただいたことがあるのですが、昨年度当初から影響を受けておる新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて地域の中小・小規模事業所の方々はかなり厳しい状況に立たされており、正直言って一年を過ぎた今もそれ程回復という実感がまだまだ感じられないところがございます。そういった中で、一年前に実施されました緊急経済対策を受けての緊急融資の返済が始まっている事業所さん、据置期間によってはこれから更に返済額がのしかかってくるという厳しい状況になってきているところもございます。こういった資金、また給付金等も支給されるということになっておりますが、実際には事業者の手元にはなかなか届いていないという実情もございます。こういったところ、やはり事業

を継続していく上での血液ともいべき資金に困っている事業者、これから事業を立て直していく上でも大きな負担となってきたおそれかと思えます。

この賃金決定の一つの要素である企業の支払い能力という部分、そういったところを十分ご理解いただきながら今後の審議を進めていきたいと思っておりますが、いずれにしろ、今後の三重県の経済、それから我国の経済を考えていくなかでも、中央の小委員会での使用者意見にもありましたが、事業の存続、雇用の維持というものを最優先する時期じゃないのかと考えております。

使用者側意見ばかりでは通らないかとは思いますが、そういったところ、これからの議論を通じて双方の理解の中、納得がいくような答えが出せればいいのかなど考えているところでございます。とりとめのない意見ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

只今、労使それぞれ代表のご意見を伺ったところでございます。他の委員から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

いずれにしろ我々公益側といたしましては、改めて皆様方のご意見を聞きつつ最終決着地点を見いだせるように努力をして参りたいと思っております。労使お立場が違う中での交渉でございますので、それぞれの歩み寄りを持っていただいて、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

(2) その他（意見書について）

(会長)

では、次の議事に移ります。

その他について、事務局から説明をお願いします。

(賃金係)

はい、最低賃金法第25条5項では「最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。」と規定されているところでございます。

第2回審議会開催直後に意見聴取の公示を行ったところ、期日までに2者から意見書の提出が認められました。

お手元の資料9をご覧ください。

一般社団法人三重県タクシー協会会長様です。

私から要旨を読み上げさせていただきます。

「この度の新型コロナウイルス感染症の影響は、昨年及び今年とタクシー事業におきましても極めて深刻であり、特に観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、協会会員会社のタクシーによる令和元

年度と令和2年度の営業収入が約37.1%減、特に伊勢志摩においては約51.1%減という甚大な影響を受けております。

・・・(時間の都合で中略させていただきます)・・・

貴会におかれましては、タクシー業界の実情に一層のご理解を賜り、今回の最低賃金の引上げにつき、慎重の上にも慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。」

というものでございます。

次に、三重県労働組合総連合議長様です。

時間の都合で要旨説明させていただきます。

消費税引上げに続く、「新型コロナウイルス」禍が追い打ちをかけ、保障無きに等しい非常事態宣言やまん延防止等重点措置により日本経済は深刻な危機に直面しています。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者、飲食・観光関連労働者の多くが非正規労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いており、最低賃金が低い地域ほど経済的ダメージはより深刻です。この難局を乗り越えるには、最低賃金を1,500円に引上げて国民購買力を上げることが不可欠です。

・・・(時間の都合で中略させていただきます)・・・

いま求められているのは、最低賃金の大幅に引上げと中小零細企業への早急な直接支援策を行うことです。さらに、労働者の雇用環境の改善、労働者の最低生活を守るうえで労働行政に従事する監督官等の増員と、機構の拡充が強く求められています。

こうした状況を改善する立場から、下記事項について貴審議会に強く要請します。

記

1. 地域最低賃金額を直ちに1,500円に引上げ、労働者の生計費原則に基づいた「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 専門部会を公開し、非正規労働者、あるいは最低賃金生活体験者自身が意見陳述を行う機会を設けること。
3. 最低賃金を引上げ、地域間格差の解消、中小企業負担を軽減する直接支援の導入。働く労働者の社会保険料負担の減額制度を検討すること。」

というものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。

よろしく申し上げます。

(会長)

只今、ご説明のありました資料について、労使それぞれのお立場から2件の意見書を提出いただいたところでございます。審議会としてもこのような意見を真摯に受けとめながら、今後の審議に活かしたいと思っております。

ただ今いただきました意見について、委員の皆様何かご意見は、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今回の意見を、貴重な意見として受け賜わり、今後の賃金改定の審議に活かすということにしていきたいと思っております。

事務局、他に何かございますでしょうか。

(室 長)

今年4月22日にUAゼンセン三重県支部 支部長から審議会会長あてに要請書が提出されております。詳細につきましては、お手元の資料10でご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

これから地域別最低賃金額の改定にあたりまして、ご審議をいただくものですが、10月1日の発効にあたっては、既に日程をお示しさせていただいておりますが、8月5日には答申をいただかなくてはなりません。

日程的にタイトになり、審議の進捗状況にもよりますが、次回の最低賃金審議会は、8月5日(木)にお願いしたいと考えております。

これで日程調整をしていただきますようよろしくお願いいたします。

(会 長)

次回の審議会の日程についてのご提案がございました。

この日は、地域別最低賃金改定の答申を行うこととなります。

第4回審議会を8月5日(木)午前10時30分から開催したいと思えます。

事務局の方で、日時・場所等の再確認をお願いいたします。

(室 長)

はい、次回の第4回本審は、8月5日(木)の午前10時30分から、場所は本会場でよろしくお願いいたします。今日より30分早いのですがよろしくお願いいたします。

(会 長)

本日予定をされておりました審議の議題は以上でございます。

目安の伝達を受けまして、いよいよ答申に向けて更に慎重な審議をいただくことになると思えます。

これから、暑い日が続く中で、委員の皆様には、さらに暑い議論を交わせていただくことになろうかと思えますが、よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして令和3年度第3回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上